

伊丹市がん検診推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市がん検診・健康診査等実施要綱に基づき、市が実施する子宮頸がん及び乳がん検診について、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨を実施し、自己負担金を免除することにより、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、受診する日において市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる検診の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 子宮頸がん

受診する日の属する年度（以下「当該年度」という。）の4月1日時点において、20歳の女性

(2) 乳がん

当該年度の4月1日時点において、40歳の女性

(クーポン券の交付)

第3条 市長は、当該検診を受診する際に負担する費用（以下「自己負担金」という。）を免除するクーポン券（以下「クーポン券」という。）を次の各号のとおり交付するものとする。

(1) 当該年度の4月20日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有し、前各号のいずれかに該当する者に対して、当該年度の第1四半期中に交付するものとする。

(2) 基準日以降に転入等により対象者となった者が受診を希望する場合には、その都度、交付するものとする。

(クーポン券の再交付)

第4条 クーポン券の交付を受けた者が、クーポン券を紛失又はき損したときは、市長が必要と認める場合に限り、再交付を受けることができる。

（クーポン券の提出）

第5条 市が行う子宮頸がん検診及び乳がん検診受託医療機関（以下「受託医療機関」という。）において、当該検診を受けようとする対象者は、第3条で交付を受けたクーポン券を受託医療機関に提出するものとする。

（自己負担金の還付の申請及び決定等）

第6条 当該年度の4月1日からクーポン券の交付を受けた日までの間に、当該検診を受診した対象者で、自己負担金の還付を受けようとする者は、当該検診を受診した日の属する年度の2月末日までにがん検診推進事業自己負担金還付申請兼請求書（様式第1号）に領収書及びクーポン券を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その記載事項を確認し、がん検診推進事業自己負担金還付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に対し還付金支給対象者への該当又は、非該当について通知するとともに、該当する場合は速やかに、その指定する口座に振り込むことにより、還付金又は助成金を支払うものとする。

（台帳の作成）

第7条 市長は、対象者について、氏名、住所、生年月日、その他必要な事項を記載した対象者台帳を作成するものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

（平成２１年４月１日から無料クーポン券の送付を受けた日までの間に受診した者に対する措置）

- ２ 平成２１年４月１日から無料クーポン券の送付を受けた日までの間に子宮頸がん検診又は，乳がん検診を受診した第３条の対象者については，当該対象者が負担した自己負担金を還付する。
- ３ 自己負担金の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，女性特有のがん検診自己負担金還付申請書（様式第１号）に領収書と検診結果票を添えて，市長に提出しなければならない。
- ４ 前項の申請書の提出があったときは，市長は，申請書の記載事項を確認し，速やかに当該申請者に対し女性特有のがん検診自己負担金還付決定通知書（様式第２号）を送付する。
- ５ 前項の通知書を受け取った申請者は，女性特有のがん検診一部負担金還付請求書（様式第３号）に提出しなければならない。
- ６ 市長は，前項の請求があったときは，速やかに内容を審査し，当該申請者の指定する口座に振込むことにより，還付金を支払うものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２３年７月１日から施行する。

（平成２３年４月１日から大腸がん検診無料クーポン券の送付を受けた日までの間に受診した者に対する措置）

- 2 平成２３年４月１日から大腸がん検診無料クーポン券の送付を受けた日までの間に大腸がん検診を受診した第３条の対象者については，当該対象者が負担した自己負担金を還付する。
- 3 自己負担金の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，がん検診推進事業自己負担金還付申請書（様式第１号）に領収書と検診結果票を添えて，市長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書の提出があったときは，市長は，申請書の記載事項を確認し，速やかに当該申請者に対しがん検診推進事業自己負担金還付決定通知書（様式第３号）を送付する。
- 5 前項の通知書を受け取った申請者は，がん検診推進事業一部負担金還付請求書（様式第２号）を提出しなければならない。
- 6 市長は，前項の請求があったときは，速やかに内容を審査し，当該申請者の指定する口座に振込むことにより，還付金を支払うものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行 期 日)

この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。